

第三次須坂市環境行動計画

2021 - 2030



2021年3月
須坂市

目次

第1章 第三次須坂市環境基本計画の概要……………1

1 環境に関する動向……………	1
2 環境基本計画とは……………	1
3 計画の目的……………	2
4 計画の期間・目標年度……………	2
5 須坂市がめざす環境の姿……………	2
6 基本目標……………	3
7 施策体系……………	3

第2章 第三次須坂市環境行動計画の基本的な考え方……………4

第3章 計画の目標・各主体の役割と行動……………5

1 地球温暖化の防止—須坂市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）—……………	5
2 生物多様性の保全……………	6
3 ごみの削減・資源の循環……………	7
4 安全・安心・快適なまち……………	8
5 環境を学び・行動……………	9

第4章 管理運用体制……………10

第1章 第三次須坂市環境基本計画の概要

1. 環境に関する動向

私たちの生活は、環境へ多くの負荷をかけ、地球温暖化などの地球規模の問題や、周囲の自然や水、大気などへも大きな影響を及ぼしています。

地球温暖化の分野では、2015年に国際的な合意であるパリ協定^{注1}が採択されて以降、我が国でも地球温暖化に対する取り組みが強化されてきました。2016年には2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を26.0%削減することを目標とした、「地球温暖化対策計画^{注2}」が閣議決定され、2020年10月には菅首相により、2050年度までに温室効果ガス実質ゼロが宣言されるなど、気候変動に関する取り組みが進んでいます。

環境分野全体では、2018年に閣議決定された「第五次環境基本計画^{注3}」において、環境分野とともに、経済・社会も一緒になって向上していくことをめざすため、地域循環共生圏^{注4}などの概念も示されています。

2. 環境基本計画とは

「須坂市環境基本計画」は、須坂市の環境をより良くしていくため、市民・事業者・行政がそれぞれ何に取り組むべきかを明示したものです。環境問題の解決のためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場、且つ連携して取り組む必要があります。そのための基本的な方向性を示すものが「環境基本計画」です。

須坂市では2000年に、「いのち育むふるさと、環境への思いやりあふれるまち」をめざすべき環境像とした、最初の環境基本計画を策定しました。その後、2010年に第二次計画を策定し、「すべてのいのちが輝く 田園環境健康都市すざか～水と緑をはぐくみ、自然と共生するまちを、みんなで未来に～」をめざすべき環境像として、その実現に向け、取り組みを進めてきました。第二次計画策定から10年が経過したことから、計画を見直し、新たな計画を策定することとなりました。

注1. 2016年に発効された温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。全ての国が参加する公平な合意であり、世界共通の目標として、気温上昇を産業革命以前より2℃より低く、また1.5℃に抑える努力をすることとしている。

注2. 2016年に閣議決定された、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。

注3. 環境基本計画は、国全体の環境の保全に関する施策の大綱等を定めたもの。

注4. 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。

3. 計画の目的

須坂市環境基本計画で設定した「めざすべき環境像」を実現するため、市民・事業者・行政のすべての人々が連携し、それぞれの立場で取り組みを行い、共に創りあげていくことで、自然と人が共存・共栄し、市民が健康で豊かな生活ができる社会の実現をめざすとともに、良好な環境を次世代に引き継いでいくことを目的としています。

4. 計画の期間・目標年度

本計画の期間は、

2021年度から2030年度までの10年間

とします。

また、新たに発生する様々な環境の課題への取り組みを進めるためには、定期的に計画を見直し、起こりうる課題の解決に柔軟に対応することが必要です。

そのため、本計画では中間となる5年目の2025年度に取り組みの達成状況を確認し、必要に応じて修正を行います。

5. 須坂市がめざす環境の姿

本市は、山地の多くが上信越高原国立公園に指定され、五味池破風高原自然園、国指定名勝の米子瀑布群、峰の原高原などの優れた自然景観を有しています。また、市街地も桜の名所である臥竜公園や歴史あられる蔵の町並みを有するなど、豊かな環境に恵まれています。

これらの豊かな自然環境や歴史ある町並みを守り、現世代で磨き、高め、次世代に継承していくためには、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築いていく必要があります。

このため、本市に関係するすべての人が、環境に対して関心を持ち、自らの活動と環境との関わりについて考え、環境に配慮した行動をとることが必要です。

そこで、須坂市がめざす環境像を以下のとおり定めます。

豊かな森・里・川を誇りに、しあわせ感じる環境都市 須坂へ
～環境資産を共創により、磨き、高め、次世代に継承する～

6. 基本目標

めざすべき環境像を実現するために、以下の5つの基本目標を設定します

1. 地球温暖化の防止

地球全体の喫緊の課題である地球温暖化防止のため、須坂市全体の温室効果ガス排出量削減目標を明確化し、取り組みを進めます。

2. 生物多様性の保全

「生きものが持つ個性とつながり」である生物多様性を保全していくため、生きものの状況を把握し、取り組みを進めます。

3. ごみの削減・資源の循環

大量消費・大量廃棄型の社会を見直して、限りある資源を大切に使い、ごみ処理の負担を減らしていくための取り組みを進めます。

4. 安全・安心・快適なまち

より暮らしやすい須坂市をめざして、私たちを取りまく身近な環境をより良くする取り組みを進めます。

5. 環境を学び・行動

須坂市で暮らし、働き、訪れるすべての人々が、それぞれの立場で、学び、力を合わせて、取り組むための仕組みづくりと機会の提供等を進めます。

7. 施策体系



第2章 第三次須坂市環境行動計画の基本的な考え方

第三次須坂市環境基本計画では、須坂市のめざすべき環境像を示すとともに、それに向けた施策の体系を示しました。

第三次須坂市環境行動計画では、第三次須坂市環境基本計画で定めた施策の具体的な目標設定や行動指針を示すことにより、環境基本計画に示した環境像に向けた具体的な取り組みを確実に行うことを目指しています。そのため、この計画では、施策の体系を次のような事項に留意しながら整理を行いました。

◎目標を極力数値化し、施策の進捗状況が具体的に把握できるようにすること。

◎市民と事業者と行政の参加を基本とし、施策に対するそれぞれの行動指針（具体的な取り組み）を例示すること。

◎定期的に環境への取り組みを確認し、進捗状況を把握するとともに、その結果を環境審議会等で公表すること。

第3章 計画の目標・各主体の役割と行動

1. 地球温暖化の防止



—須坂市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)—

■具体的な施策ごとの目標

指標	現状値	目標値(2030年度)
市全体の温室効果ガス排出量	362千t-CO ₂ (2013年度値 ^{注5})	261千t-CO ₂ (28%削減)
市内の再生可能エネルギーの事業計画認定規模 (累計)	15,549kW (2020年値)	25,000kW
市全体の運輸部門の温室効果ガス排出量	110千t-CO ₂ (2013年度値 ^{注5})	80千t-CO ₂ (28%削減)

■各主体の役割と行動

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化の現状や自分たちができること、事業者や行政の取り組みについて知ります。 ○ 洪水・土砂災害ハザードマップを知り、災害に備えます。 ○ 家庭の省エネルギー(COOL CHOICE)を推進します。 ○ 再生可能エネルギーの導入を進めます。 ○ 通勤・通学・外出にはできるだけ公共交通機関や自転車を活用します。 ○ エコドライブに取り組みます。 ○ 自動車の買い換え時は次世代自動車等を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が取り組んでいる地球温暖化防止のための取り組みの周知を図ります。 ○ 洪水・土砂災害ハザードマップを知り、災害に備えます。 ○ 事業所の省エネルギー(COOL CHOICE)を推進します。 ○ 再生可能エネルギーの導入を検討します。 ○ 通勤や移動にはできるだけ公共交通機関や自転車を活用します。 ○ エコドライブに取り組みます。 ○ 自動車の買い換え時は次世代自動車等を検討します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化の現状を広く周知し、温暖化に対する取り組みなどを検討します。 ○ 地球温暖化防止に取り組む団体との共創や支援を行い、市民運動として展開します。 ○ 地球温暖化適応策を推進研究します。 ○ 庁内での省エネルギー(COOL CHOICE)を推進します。 ○ 防犯灯のLED化を進めます。 ○ 指定避難所を始め、公共施設への再生可能エネルギー導入を推進します。 ○ 市民、事業者の再生可能エネルギー導入を支援します。 ○ 公共交通機関の利用を推進します。 ○ エコドライブの普及啓発に努めます。 ○ 次世代自動車普及のための促進策を検討します。

注5. 国の削減目標を受け、現状値を2013年度値とした。

2. 生物多様性の保全



■具体的な施策ごとの目標

指標	現状値	目標値（2030年度）
ニホンジカの駆除頭数	38頭/年 (2019年度値)	30頭/年
希少生物の保全パトロール回数	4回/年 (2019年度値)	4回/年

■各主体の役割と行動

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元産農産物への関心を高め、積極的に利用します。 ○ 農地（特に耕作放棄地）に関する情報を行政へ提供します。 ○ 地域の鳥獣害の実態に関心を持ち鳥獣害対策活動に参加します。 ○ 地元産の木材（間伐材を含む）や林産物（ペレット等）を積極的に利用します。 ○ 市内の生物調査に参加します。 ○ 市内の生きもの、希少な生きものについて知ります。 ○ 特定外来生物の駆除活動に参加します。 ○ 自然環境に影響を及ぼす外来生物を入れない・捨てない・拡げないようにします。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小売店、スーパー等の地元産農産物販売コーナーを充実させます。 ○ 農地（特に耕作放棄地）の情報を行政に提供します。 ○ 地域の鳥獣害対策活動に参加します。 ○ 地元産の木材や林産物、間伐材を利用した事業展開を図ります。 ○ 市内の生きもの、希少な生きものについて知ります。 ○ 特定外来生物の駆除活動に参加します。 ○ 自然環境に影響を及ぼす外来生物を入れない・捨てない・拡げないようにします。 	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元産農産物や地産地消のPRを積極的に行います。 ○ 保育園・学校給食等への地元産農産物の利用拡大を図ります。 ○ 耕作放棄地の解消の支援を行います。 ○ 地域と連携した持続可能で効果的な鳥獣害対策の取り組みを進めるとともに、その体制整備を支援します。 ○ 国・県の施策動向に依拠して、「須坂市森林整備計画」を見直し、確実に推進します。 ○ 間伐事業の推進と間伐材の活用の促進を図ります。 ○ 松くい虫などの防除対策を推進します。 ○ 希少な生きものの保全対策を行うとともに、情報を集め、広報等で啓発します。 ○ 県自然保護レンジャー、自然観察インストラクター、希少野生動植物保護監視員等と連携、協力します。 ○ 特定外来生物の状況と侵入防止についての啓発を行います。 ○ 駆除活動の継続及び市民や事業者が参加できる事業を企画します。 ○ 関係機関と連携し、効率的・効果的な駆除方法を研究します。 ○ 新たな外来生物の侵入を防ぐ対策を講じます。 ○ 観光地での環境への取り組みを進め、観光客へアピールし、自然や美しい景観等、農業・農村の多面的機能の保全のため、グリーンツーリズムを進めます。 	



3. ごみの削減・資源の循環

■具体的な施策ごとの目標

指標	現状値	目標値（2030年度）
1人1日当たりのごみの排出量（g/人・日）	747g/人・日 （2019年度値）	736g/人・日
不法投棄件数	39件/年 （2019年度値）	30件/年

■各主体の役割と行動

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの資源化（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等）について知り、実践します。 ○ ごみの分別を徹底し、決められた出し方を守ります。 ○ 購入した食材を使い切り、食べ残しをしないようにします。 ○ 水切りを徹底します。 ○ 電動生ごみ処理機、コンポスト、段ボールによる生ごみの堆肥化等自分に合った方法で生ごみ堆肥化に取り組みます。 ○ 不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。 ○ 不法投棄に関する取り組みに関心を持ち、活動に協力します。 ○ 自治会等による資源物の集団回収に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの資源化（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等）を実践します。 ○ 生ごみが出ないように調理方法を工夫し、販売量に見合った数量の発注等食材の廃棄量減量に取り組みます。 ○ 産業廃棄物、一般廃棄物の品目及びその処分方法について知ります。 ○ 分別を徹底します。 ○ 産業廃棄物について、適切な処理を行います。 ○ 不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの資源化（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等）の普及啓発を行います。 ○ 自治会等と協力して分別を徹底します。 ○ 生ごみの発生抑制の広報等に取り組みます。 ○ 生ごみ処理機の普及を促進します。 ○ 分別徹底について事業所への普及啓発を行います。 ○ 産業廃棄物処理の現状を把握し、必要に応じて関係機関とともに適切な指導を行います。 ○ 各自治会等の協力を得て、不法投棄防止パトロールを強化し、不法投棄をさせない、許さない環境づくりに努めます。 ○ 市民ボランティアと共に不法投棄を防止します。 ○ 自治会等による資源物の集団回収に取り組みます。



4. 安全・安心・快適なまち



■具体的な施策ごとの目標

指標	現状値	目標値（2030年度）
主要河川（7河川12地点）のBOD値	1.0mg/L以下 ^{注6}	2.0mg/L以下 ^{注7}
騒音、振動、悪臭等の苦情件数	61件/年 (2019年度値)	40件/年

■各主体の役割と行動

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水の保全に努め、地下水を汚さないようにします。 ○ 河川にごみや油等を流さないようにします。 ○ 公共下水道等に接続します。 ○ 単独浄化槽を使用している場合は、合併浄化槽に切り替えます。 ○ 他人が不快に感じる騒音・振動・悪臭を発生させないよう心がけます。 ○ 地域の公園や街路樹に関心を持ちます。 ○ 家の周りの緑化に努めます。 ○ 地域の景観や文化財、地域の歴史に関心を持ち大切にします。 ○ 歴史的な町並み維持保存活動を進めます。
----	---

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水の保全に努め、地下水を汚さないようにします。 ○ 適切な排水処理をします。 ○ 公共下水道等に接続します。 ○ 単独浄化槽を使用している場合は、合併浄化槽に切り替えます。 ○ 事業活動に伴う騒音・振動・悪臭について関係法令を遵守し、低減に努めます。 ○ 環境基準や関係法令等を遵守します。 ○ 事業所敷地内の緑化に努めます。 ○ 文化財の活用について協力します。 ○ 建物の改修の際等に歴史的な姿の復元も検討します。 	
-----	---	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 汚染が発生した際は国・県と連携し、発生源を突き止め、対策を講じます。 ○ 大気や水の状態に関して市報等により広報、啓発します。 ○ 水洗化率を向上させ、下水道計画区域外では、合併浄化槽の設置を進めます。 ○ 騒音・振動・悪臭の状況を継続的に把握、発生源に対して改善を指導・要請します。 ○ 公害の発生や苦情に対して、速やかに対応します。 ○ PM2.5に関する情報を発信します。 ○ 公園・緑地の現状、市民のニーズを把握し、整備内容を検討します。 ○ 街路樹の維持管理に努めます。 ○ 須坂市歴史的建造物登録制度等の活用により、歴史的建造物の適切な保存と活用を図ります。 ○ 市内各所の資源をネットワーク化し、観光に活かします。 ○ 観光地での環境への取り組みを進め、観光客へアピールします。
----	--

注6. 第二次須坂市環境基本計画目標値。

注7. BOD値「2.0 mg/L以下」は、須坂市地域の千曲川が該当するA類型河川を採用した環境基準値となっている。

5. 環境を学び・行動



■各主体の役割と行動

市民

- 環境にかかわる学習や活動の場に参加します。
- 学校での環境教育に協力します。
- 環境に関する市の取り組みや、必要な取り組みについて提案します。
- 地域における取り組みを継続するとともに、積極的に参加します。
- 事業所の取り組みに関心を持ちます。

事業者

- 環境にかかわる学習の場や活動に協力します。
- 学校での環境教育に協力します。
- 市の取り組みや、必要な取り組みについて提案します。
- 地域における取り組みに参加します。
- 事業所における取り組みを広く周知します。
- 従業員の意識の向上を図ります。

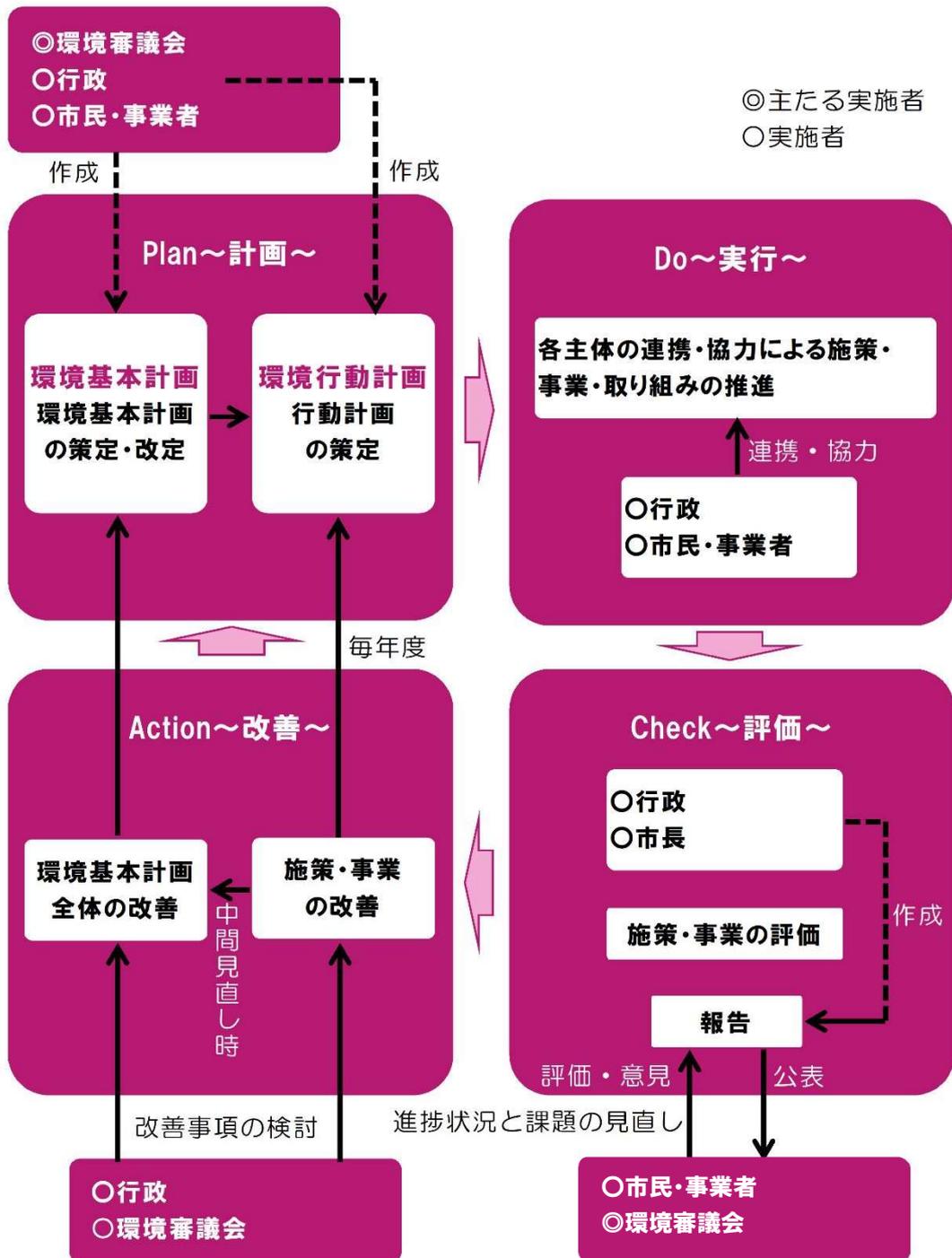


行政

- 各種イベントや講座等を企画する際に、環境に係わるメニューを引き続き取り入れます。
- 学校での環境教育を推進します。
- 環境に詳しい専門家の派遣や、校外活動における支援を行います。
- 地域における取り組みを継続するとともに、支援します。
- 環境学習や環境保全活動を推進する指導者の人材育成に努めます。

第4章 管理運用体制

本計画の運用は、環境マネジメントシステムの基本的なサイクルであるPDCAサイクル（計画：Plan→実行：Do→点検・評価：Check→改善：Action）にしたがって進行します。毎年のサイクルにおいては、環境行動計画の進行管理を行い、次年度の取り組みへの反映、という流れが基本となります。また、次回の計画見直しの際も、同様の流れで実施することになります。



第三次須坂市環境行動計画 施策一覧表

施策					評価指標／成果指標			評価指標／取組指標						
環境の項目	施策項目	既存／更新／新規	主な施策内容	具体的な内容	担当課	評価指標／成果指標	評価指標／成果指標 目標（2030年度）	成果指標目標値の考え方	評価指標／取組指標	評価指標／取組指標 目標（2030年度）	取組指標目標値の考え方			
1 地球温暖化の防止	①地球温暖化防止活動の実施	更新	・市全体の温室効果ガス排出量の継続的なモニタリング、効果検証	・市全体の温室効果ガス排出量の継続的なモニタリング、効果検証	生活環境課	・市全体の温室効果ガス排出量 ・362千t-CO ₂ （2013年度値）→261千t-CO ₂ （28%削減） ・2013年度比28%削減（2017年度比27%削減）	・国の地球温暖化対策計画に基づき設定	・年1回の温室効果ガスの算定・公表	-	-	-			
		継続		・市役所のエネルギー使用量（各部署の電気、燃料等）の把握	総務課				-	-	-			
		新規	・気候変動適応策の推進	・関係機関と連携し、市として行うべき適応策の検討・体系化	生活環境課				-	-	-			
		新規		・市民への熱中症予防の普及啓発	健康づくり課、消防本部				・熱中症で搬送される患者数	・43人/年→40人/年	庁内ヒアリング結果			
		新規		・須坂市洪水・土砂災害ハザードマップの公表による災害危険箇所などの周知	総務課							-	-	-
		新規		・地球温暖化に適応できる農林水産物対策の推進	農林課							-	-	-
	★②省エネルギーの推進	更新	・COOL CHOICE（クールチョイス）の普及啓発	・市役所、家庭、事業所でのCOOL CHOICEの実施、COOL CHOICEへの賛同 ・広報須坂でCOOL CHOICEに関する記事を掲載し、普及啓発 ・イベント等でのCOOL CHOICEのPR	生活環境課	・市全体の運輸部門の温室効果ガス排出量	・110千t-CO ₂ （2013年度値）→80千t-CO ₂ （28%削減）（2017年度比37%削減）	・国の地球温暖化対策計画に基づき設定				・公用車の次世代自動車導入促進 ・市民バス利用者数 ・エコドライブ・公共交通機関の利用啓発回数	・6台→8台 ・97,210人/年→100,000人/年 0回/年→2回/年 市報、HP上でエコドライブ旬間、チラシ作成	庁内ヒアリング結果 ・現行の環境行動計画の目標値及び庁内ヒアリング結果参照 ・庁内ヒアリング
		更新	・防犯灯のLED化	・市が管理する防犯灯をLED等の高効率照明器具へ更新 ・防犯灯のLED灯への更新事業に対する助成	市民課				・防犯灯のLED化率（累計）（市管理及び各区管理合算）	・60%→100%	・庁内ヒアリングより			
		★③地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進	更新	・太陽光発電システム・太陽熱利用システムの導入支援	・太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの導入に対する補助金支援と再生可能エネルギーの導入普及啓発				生活環境課	・市内の再生可能エネルギーの事業計画認定規模（累計）（資源エネルギー庁HPより）	・15,549kW（2020年10月）→25,000kW			
	既存		・ベレットストーブの導入支援	・ベレットストーブ設備の導入に対する補助金支援	生活環境課	・ベレットストーブ設置補助件数	・小水力発電設置数（累計）（1,000kW以下）	・4件（2020年度）→6件（市1、長野エネ1、藤巻1、藤森1）	・庁内ヒアリング					
	既存		・小水力発電の普及	・米子町における既存の施設を活用した小水力発電の普及促進 ・小水力発電の維持管理 ・小水力発電等の再生可能エネルギー事業を計画する事業者への支援	生活環境課	・指定避難所への再生可能エネルギー導入件数（累計）	・34件（2020年度）→42件	・目標値は任意 ※指定避難所は76ヶ所						
	新規		・避難所への再生可能エネルギー導入による防災・減災対策	・公共施設や避難拠点等への防災・減災力の強化にもつなげる再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入	生活環境課 総務課	・市全体の再生可能エネルギーの事業計画認定規模（累計）（資源エネルギー庁HPより）	・15,549kW（2020年10月）→25,000kW	・2017年度～2019年度の合計認定規模（kW）を3年で割り、単年度当たりの増加率を算定（1,000kW/年）、10年間で10,000kW増加と仮定	・太陽光発電システム、太陽熱利用システムの設置件数			・40件/年→40件/年	・現状維持と仮定	
	④運輸部門の温室効果ガスの削減	既存	・公用車の次世代自動車導入促進	・公用車へハイブリッド車等の次世代自動車を導入	総務課	・市全体の運輸部門の温室効果ガス排出量	・110千t-CO ₂ （2013年度値）→80千t-CO ₂ （28%削減）（2017年度比37%削減）	・国の地球温暖化対策計画に基づき設定	・公用車の次世代自動車導入件数（累計）	・6台→8台	庁内ヒアリング結果			
		既存	・すざか市民バスの利用者の増加	・すざか市民バス利用に関するキャンペーンの実施 ・広報須坂や広報チラシの配布	市民課				・市民バス利用者数	・97,210人/年→100,000人/年		・現行の環境行動計画の目標値及び庁内ヒアリング結果参照		
		新規	・エコドライブの普及啓発、浸透	・広報須坂や広報チラシの配布 ・エコドライブ講習会の再開	生活環境課				・エコドライブ・公共交通機関の利用啓発回数	0回/年→2回/年 市報、HP上でエコドライブ旬間、チラシ作成		・庁内ヒアリング		
2 生物多様性の保全	①環境に配慮した農林業の推進	既存	・保育園・学校給食への地産地消の拡大	・保育園・学校給食等における地元(県内)産農産物の利用拡大	子ども課、農林課	・ニホンジカの駆除頭数	・38頭/年（2019年度値）→30頭/年	・農林課ヒアリング	・給食への地元産農産物の利用回数	・12回/年→12回/年（八町きゅうり、村山早生ごぼう、ヤーコン）	・現状維持と仮定			
		既存	・遊休農地の解消	・遊休農地の解消に対する事業費の助成	農林課				・遊休農地解消対策事業補助金交付による解消面積（累計）	・57.5ha→100ha		・現行の環境行動計画の目標値参照		
		更新	・鳥獣被害防止対策事業の推進	・イノシシ、猿や鹿の捕獲・電気柵の設置	農林課				・鳥獣被害防止電気柵設置距離（累計）	・52.43km→57.00km		・現行の環境行動計画の目標値参照		
		更新	・間伐対策事業の推進	・間伐事業の支援	農林課				・間伐整備の実施面積（累計）	・1,138.15ha→1,590ha		・庁内ヒアリング結果（総合計画の指標を参照）		
		更新	・松くい虫防除対策事業の推進	・地上薬剤散布と被害木の伐倒駆除を組み合わせた防除の実施	農林課				・地上散布面積 ・被害木の伐採本数（累計）	・18.36ha→18.36ha ・484.47㎡→5,200㎡		・地上散布は臥竜山、百々川緑地などにおいて現状を継続する。 ・本数を指標とすることは、幹の大小の差が大きく比較に馴染まないため、材積とする。		
		更新／移動	・グリーンツーリズム体験プログラムの実施	・人や自然に触れ合うことができる農業体験や修学旅行の受け入れ等の実施	農林課				・グリーンツーリズム体験プログラム参加者数（農業体験及び収穫体験）	・200人/年→300人/年		・庁内ヒアリング結果		
	★②希少な生きものの保全	新規	・開発計画を踏まえた、希少生物を含めた生物多様性の保全	・都市開発等の際は、開発計画を踏まえた、希少生物を含めた生物多様性に留意、対策の実施	生活環境課	・希少生物の保全パトロール回数	・4回/年（2019年度値）→4回/年	・希少種が減らないことを目標とする	-	-	-			
		新規	・希少生物（スギナモ等）保全パトロールの実施	・職員による希少生物等の保全パトロールの実施	生活環境課				・希少生物保全パトロール回数	・4回/年（2019年度値）→4回/年	・総合計画と同様			
		既存	・高山蝶保護パトロールの実施	・パトロール員委嘱による高山蝶保護パトロールの実施	文化スポーツ課、生活環境課				・高山蝶パトロール回数	・10回→10回	・庁内ヒアリング結果			
		既存	・高山蝶の自然観察会の開催	・高山蝶の自然観察会の開催 ・自然観察会開催の広報強化	文化スポーツ課、生活環境課				・自然観察会開催回数	・1回/年→1回/年	・現状維持と仮定			
③特定外来生物（外来種）対策の推進	更新	・特定外来生物（アレチウリ等）の駆除	・特定外来生物の駆除に関する広報・啓発活動の推進 ・アレチウリ等の特定外来生物の駆除の効果的な手法の検討	農林課、道路河川課、生活環境課	・特定外来生物の駆除回数	・5回→8回	・総合計画の目標値を維持と仮定							

施策						評価指標／成果指標			評価指標／取組指標		
環境の項目	施策項目	既存／更新／新規	主な施策内容	具体的な内容	担当課	評価指標／成果指標	評価指標／成果指標 目標（2030年度）	成果指標目標値の考え方	評価指標／取組指標	評価指標／取組指標 目標（2030年度）	取組指標目標値の考え方
3 ごみの削減・資源の循環	★①ごみの減量化・資源化の推進	更新	・ごみ排出量の削減	・家庭や企業のごみ減量に関する啓発 ・ごみ指定袋有料制度の継続実施 ・生ごみ堆肥化施策の推進 ・食品ロス削減の推進 ・マイバッグ持参促進によるレジ袋削減の推進	生活環境課	・一人一日当たりのごみの排出量（g/人・日）	・747g/人・日（2019年度値）→736g/人・日	・第六次総合計画より	・ごみ減量化に関する啓発回数	・4回/年→5回/年	・庁内ヒアリング結果
		既存	・ごみ分別の推進	・ごみの資源化（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル、アップサイクル等）に関する普及啓発 ・ごみ分別に係る情報提供 ・ごみ内容物調査の実施と結果公表による啓発 ・資源物の集団回収の促進 ・エコサポートすざか等の資源物拠点回収の継続実施	生活環境課				・生ごみ堆肥化機器購入に対する助成件数（累計）	・2,863基→3,050基	・庁内ヒアリング結果
	②不法投棄の根絶	更新	・不法投棄に関するチラシ、広報須坂等を用いた広報活動の実施	・不法投棄に関するチラシ、広報須坂等を用いた広報活動の実施	生活環境課	・不法投棄件数	・39件/年（2019年度値）→30件/年	・庁内ヒアリング結果	・不法投棄に関する市報、回覧 ・家電品不法投棄防止のチラシ配布→1枚の両面に掲載	・2回/年→2回/年	・庁内ヒアリング結果
		既存	・不法投棄防止看板を作成・配布・設置	・不法投棄防止看板を作成し、希望者に配布、設置することにより不法投棄件数を削減	生活環境課				・不法投棄防止看板作成・配布	-	-
4 安全・安心・快適なまち	①大気・水環境の保全	既存	・主要河川の水質調査の継続実施	・主要河川の水質調査の継続実施(年2回、7河川12地点)	生活環境課	・主要河川（7河川12地点）のBOD値	・1.0 mg/L以下（第二次須坂市環境基本計画目標値）→2.0mg/L以下	・庁内ヒアリング結果	・主要河川での水質調査	・2回/年→2回/年 ・河川管理者と連携しBOD値2以下を目指す。	・現状維持と仮定
		既存	・下水道水洗化率の向上	・下水道水洗化率の向上に向けた普及啓発	上下水道課				・下水道水洗化率	・90.1%→93.0%	・庁内ヒアリング結果
		新規	・大気環境の把握と監視、公表、指導	・国や県と連携し、空間放射線量や光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）の公表、迅速な対応を図り、住民への被害を抑え安全確保に努める	生活環境課				-	-	-
		新規	・水資源の保全と活用	・実態調査の結果に基づく地下水の更なる活用 ・持続可能な地下水の保全と活用の推進	生活環境課				-	-	-
	②生活環境の保全	既存	・騒音・振動・悪臭等の改善指導、改善要望	・騒音・振動・悪臭等の原因者や施設管理者に対する改善指導、並びに改善要望の実施 ・悪臭防止法に基づいた的確な対応及び県と連携した改善指導・監視の実施	生活環境課	・騒音、振動、悪臭等の苦情件数	・61件/年（2019年度値）→40件/年	・庁内ヒアリング結果	・騒音、振動、悪臭の苦情件数	・61件/年→40件/年	・庁内ヒアリング結果
	③良好な景観形成の推進	既存	・公園管理事業の徹底	・区と連携した公園管理の実施 ・市内の公園遊具の点検、修繕、計画的な遊具の更新	まちづくり課	-	-	-	-	-	-
		既存	・街路樹の整枝剪定等管理、支障木伐採の実施	・街路樹の整枝剪定、支障木の伐採を行い、道路の管理と保全を実施	道路河川課				-	-	-
		既存	・花と緑のまちづくり事業の推進	・地域住民と協働した、市民の参加による花壇・フラワーロードの整備 ・オープンガーデン等花を育て、花を愛する感性ある人づくりによる快適な生活環境と訪れる人に優しく温かい魅力あるまちづくりの推進	まちづくり課				-	-	-
		既存	・文化財・まちのお宝（魅力）まるごと電子ブックの拡充	・市内の文化的遺産等の記録・保存、市ホームページでの公開及び活用の推進 ・文化財・まちのお宝（魅力）まるごと電子ブックの拡充	文化スポーツ課				・公開件数（累計）	・892件→1,000件	・現行の環境行動計画の目標値参照
		既存	・須坂市歴史的建造物登録制度の推進	・歴史的建物の価値について認識を高め、市民の財産として後世に継承できるように歴史的建造物の登録を推進	まちづくり課				・須坂市歴史的建造物登録制度登録件数（累計）	・39件→50件	・現行の環境行動計画の目標値参照
5 環境を学び・行動	①地域における環境学習の推進と協力	既存	・臥竜山たんけん（自然観察会）の実施	・年間を通じ、臥竜山たんけん（自然観察会）を開催、市民が地元の自然に触れる機会の促進	文化スポーツ課	-	-	-	・自然観察会開催回数（再掲）	・8回/年→8回/年	・現状維持と仮定
		既存	・「エコ探検隊」の実施	・「エコ探検隊」の実施、市民のエコ意識の啓発	男女共同参画課、生活環境課				・「エコ探検隊」参加者数	・50人/年→50人/年	・現行の環境行動計画の目標値参照
		既存	・環境衛生推進協議会への支援	・地域における取り組みの継続、ブロック別会議の開催及び研修視察等による環境衛生の推進支援	生活環境課				・ブロック別会議の開催件数	・12回/年→12回/年	・現状維持と仮定
		既存	・市内一斉清掃等の実施	・「町並みクリーン&ウォーク作戦」の実施 ・各区単位での市民一斉清掃の実施	生活環境課				・市内一斉清掃等参加者数	・6,560人/年→6,500人/年	・現状維持と仮定
	②学校教育における環境学習の推進と協力	既存	・農業による自然体験活動、地域の大人との交流を通じた子どもたちの健全育成	・農業小学校（豊丘校）での環境学習会の開催	子ども課	-	-	-	・農業小学校（豊丘校）での環境学習会の参加者数	・19人/年→20人/年（イベントではないので参考値）	・目標値は任意
		既存		・子どもたちが行う伝統野菜の栽培や収穫体験の実施	農林課	-	-	-	-	-	・学校側で実施するため数値の設定不可